

宿泊約款

第1条 当館が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのないについては、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出て頂きます。

(1) 宿泊者名 (2) 宿泊日及び到着予定時刻 (3) 宿泊料金(原則として別表第一の基本宿泊料による。) (4) その他当館が必要と認める事項
宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 1 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾をしなかったときを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を越えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払い頂きます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までに支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 1 前条第2項の規定に関わらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることとし、

2 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当館前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき

(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき

(4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき

(5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき

(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができ無いつき

(7) 新潟県旅館業法施行条例第4条の規定する場合に該当するとき

(8) 宿泊しようとする者が暴力団関係者または暴力団風と認められるとき

(宿泊客の契約解除権)

第6条 1 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合

(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、

その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当館が宿泊者に告知したときに限ります。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 1 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- (2) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (4) 天災等不可効力に起因する事由により宿泊させることができないとき
- (5) 新潟県旅館業法施行条例第4条の規定する場合に該当するとき
- (6) 当館は全館禁煙でございます。

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

(宿泊の登録)

第8条 1 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 1 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当館は、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、1000円(2)超過6時間までは、2000円

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当ホテルが定めて館内に提示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 1 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の提示、客室内のサービスディレクター等でご案内致します。

- (1) ア) フロントサービス 7:00~21:00(2) 飲食等(施設)サービス時間: イ) 朝食 7:00~8:00 ウ) 夕食 17:30~19:00

(料金のお支払い)

第12条 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、これに変わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、利用料金は申し受けます。

(当館の責任)

第 13 条 当館は宿泊予約の申込者が宿泊予約の全部又は一部を解除した時は、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。

1 キャンセル料金表

	個人	団体
不泊	100%	100%
当日	100%	100%
前日	50%	80%
7日前	30%	80%
14日前	10%	50%
30日前	0%	20%
予約時	0%	10%

- 2 1 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。
ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。
- 2 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。
- 3 10名以上は団体客様となります。ご予約時よりキャンセル料金が発生いたします
- 4 貸し切りのご希望は40名様以上となります。左記以下の人数でのご希望の場合は別途貸し切り料金がかかります